

お口の健康サポート事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を子に持つ保護者の育児の負担軽減と子育て支援に資するための相談（乳幼児歯科相談）、生活習慣病の予防を図るための教室（お口からはじめる生活習慣病予防教室）、成人及び妊産婦の口腔疾患の予防、早期発見、早期治療を図るための健診及び保健指導（成人・妊婦歯科相談）を行うとともに、65歳以上の高齢者の介護予防のための口腔機能維持向上に係る相談（口腔機能相談）を行うことにより、生涯にわたる歯科口腔保健を推進することを目的とする。

(実施主体及び実施責任者)

第2条 事業の実施主体は、各区役所・支所保健福祉センターとし、実施責任者は各保健福祉センター長とする。

第2章 乳幼児歯科相談

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号に掲げる0歳から就学前の乳幼児とその保護者とする。

- (1) 乳幼児の歯や口腔に関する相談を希望する者
- (2) 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）等において、歯や口腔に関する不安が認められる者
- (3) 乳幼児健診等において、経過観察が必要と認められる者
- (4) その他保健福祉センター長が必要と認めた者

(実施方法)

第4条 原則として、区役所・支所保健福祉センターで実施する。

(実施内容)

第5条 実施に当たっては、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 問診
- (2) 口腔内診査
- (3) 診査結果に基づく指導
- (4) 歯科保健指導
- (5) 歯科健康相談
- (6) その他保健福祉センター長が認めるもの

(記録)

第6条 歯科相談の記録等は、別に定める様式により行うものとする。

2 歯科相談の記録等は、区役所・支所保健福祉センターにおいて5年間保存するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 保健福祉センター長は、乳幼児歯科相談事業を円滑かつ効果的に推進するために、実施に当たって、京都府歯科医師会等の関係機関と緊密な連携を図り、必要な協

力を求めるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、保護者の心身の健康や育児態度にも留意し、乳幼児が児童虐待を受けている可能性があると思われる場合には、関係機関に連絡又は通報を行う等、必要な連携を図るものとする。

(報告)

第8条 保健福祉センター長は、別に定める様式により、翌月末日までに、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長へ報告するものとする。

第3章 成人・妊婦歯科相談及び口腔機能相談

(対象者)

第9条 対象者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 成人・妊婦歯科相談

市内に在住の妊産婦及び18歳以上、64歳以下の市民で健診や相談を希望する者

- (2) 口腔機能相談

市内に在住の65歳以上の市民で介護予防や口腔機能向上に関する相談を希望する者

(実施方法)

第10条 原則として、区役所・支所保健福祉センターで実施する。

- 2 口腔機能相談は、成人・妊婦歯科相談と併せて実施することができるものとする。

(実施内容)

第11条 実施に当たっては、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 問診

- (2) 口腔内一般診査(う蝕, 補綴, 喪失歯の状況, 歯垢, 歯石の有無)

- (3) 歯周組織診査

- (4) 口腔保健教育・相談(65歳以上の者には口腔機能の維持向上のための指導を含む。)

- (5) 診査結果に基づく指導

- (6) その他保健福祉センター長が認めるもの

(記録)

第12条 健診の記録等は、別に定める様式により行うものとする。

- 2 健診の記録等は、区役所・支所保健福祉センターにおいて5年間保存するものとする。

(指導)

第13条 歯科相談の診査結果は、別に定める様式により、受診者に通知するとともに、継続して保健指導を行う必要がある者については、歯科相談, 口腔保健教育を通じて、保健指導に努める。

(関係機関との連携)

第14条 保健福祉センター長は、成人・妊婦歯科相談及び口腔機能相談事業を円滑かつ効果的に推進するために、実施に当たって、京都府歯科医師会等の関係機関と緊密な連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(報告)

第15条 保健福祉センター長は、別に定める様式により、翌月末日までに、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長へ報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

なお、従前の「乳幼児歯科相談事業実施要綱」及び「成人・妊婦歯科健診相談指導事業実施要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、要綱中「保健福祉センター」及び「保健福祉センター長」とあるものは、平成29年5月7日までは、「保健センター」及び「保健センター長」と読み替えるものとする。